

第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画における基本理念・目標設定



“あんしんと共に生きる”福祉でまちづくり

平成27年3月

三種町・三種町社会福祉協議会

基本理念

少子高齢化や核家族化を背景に、家族間による支え合い機能の低下、地域内の相互扶助機能の弱体化により、支援を必要とする人は厳しい状況におかれています。

このような地域社会の課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、公的サービスの充実のみならず、地域住民や各種団体、事業者などが相互に助け合い、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

すべての人が、住み慣れたこの三種町で、“あんしん”して生活していくことが住民みんなの願いです。誰もが地域の中で孤立することなく、生涯を通じて安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざすために、前期計画の基本理念「“あんしんと共に生きる”福祉でまちづくり」を継承し、本計画の基本理念とします。

“あんしんと共に生きる”福祉でまちづくり
～地域福祉推進システムの構築～

1. 目標の設定

計画の基本目標は、基本理念の実現を目指し、町が社会福祉協議会や地域住民、事業者等と連携して地域福祉を推進していくために、施策展開の基本方向として設定します。

また、推進目標は、地域福祉を推進するための活動目標として設定するものです。

第2期計画にあたって実施した各種団体からのヒアリング、専門職アンケートを基に第1次計画の評価・分析を行い、基本目標、推進目標を設定しました。

基本目標1 みんなで支え合う あんしんの 仕組みづくり

【推進目標】

- (1) 地域福祉相談支援体制の構築
- (2) 生きづらさを抱える方々への支援



すべての人を個人として尊重し、地域での自立生活を支援する『あんしん』の仕組みをつくります。

基本目標2 みんなの暮らしを支える あんしんの サービスづくり

【推進目標】

- (1) サービスの総合確保と質の向上
- (2) 生活支援サービスの創出



いままでのサービスを見直し、不足しているサービスを洗い出すとともに、暮らしを支える新たなサービスの創出に努めます。

基本目標3 みんなでつながる あんしんの 担い手づくり

【推進目標】

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 住民同士の支え合い活動の推進



すべての人が心の垣根を越えてつながり、地域で支え合うための担い手育成を図ります。

基本目標4 みんなで助け合う あんしんの 地域づくり

【推進目標】

- (1) 防犯・防災の地域づくり
- (2) 共生の地域づくり



生活環境の整備、助け合いの心を育む活動を通し、災害や犯罪に強い地域をつくりま

2. 具体的な取り組み

基本目標1 みんなで支え合う あんしんの 仕組みづくり

推進目標(1) 地域福祉相談支援体制の構築

地域には様々な相談窓口があります。それらは法律に基づき対象者ごとに分けられていますが、どこへ相談したらよいか分かりにくいのが現状です。また、複数の問題を抱えている世帯にとっては、それぞれの相談窓口に出向かなければなりません。それらを改善するために、住民からの相談をワンストップで受け止め、どこへ相談しても必要な支援につながるような総合相談支援窓口の整備を検討します。

一方で、制度の狭間にある問題や、相談に来ることができない人々のニーズは地域の中で見落とされがちです。地域の住民や専門職が問題に気づき、問題を抱えている人のもとへ積極的に出向いて適切な機関につなげる仕組みづくりや、ケアマネジメントを軸とした支援の強化を図ることによって地域の課題発見機能、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を目指します。

また、そのような取り組みには地域の専門職同士の連携が必要不可欠です。地域福祉ネットワーク会議の場を活用し、専門職同士の情報共有・課題共有を図り、解決策を話し合います。併せて、そうした話し合いを通して専門職の情報交換、スキルアップを図ります。

専門職同士の連携強化を通じ、相談支援窓口の機能を高めることで、総合的な相談支援体制の構築を目指します。

推 進 項 目	内 容
① 総合相談支援窓口の整備	住民からの相談をワンストップで受け止め、対応する総合相談支援窓口の整備を検討します。
② アウトリーチによるニーズ把握と伴走型支援の推進	地域の課題を早期に把握するため、配置されているコミュニティソーシャルワーカーを軸としたアウトリーチ活動を積極的に行い、地域自立生活に向けた伴走型支援を推進します。
③ 連携協働の仕組みづくり	地域福祉ネットワーク会議を開催し、情報共有・連携強化を図ります。
④ コミュニティソーシャルワークを展開するシステムの開発	ケアマネジメントを中心とする個別支援と課題の普遍化、地域福祉の主体形成、精神的環境醸成、共生の地域づくり等を包括・統合的に行うコミュニティソーシャルワークを展開するシステムを開発します。

推進目標(2) 生きづらさを抱える方々への支援

福祉サービスの利用が「措置」から「契約」へと大きく変化し、利用者が自らサービスを選択できるようになりました。しかし、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人たちの中には、自らの選択で契約まで辿り着けない方もいます。また、家族の扶助機能は極端に低下し、生活支援や財産管理が大きな課題となってきました。

社会福祉協議会では、本人に寄り添い一緒になって課題解決を目指す伴走型支援を実践しています。引き続き判断能力が十分でない人も不利益を被ることなく、地域で安心した生活を送ることが出来るようにするため関係機関、地域住民と協働するとともに法人後見の担い手になることを目指します。

今後高齢化率の増加から権利擁護サービスのニーズが高まることが見込まれるため、より一層、事業の普及・啓発活動を図る必要があります。その他、高齢者だけでなく昨今増加傾向にある、障がい者・児童虐待への防止活動と生活困窮に起因する多様な問題への支援を行い、全世代を対象とする権利の擁護を推進していきます。

推 進 項 目	内 容
① 成年後見制度等の推進	成年後見制度の仕組みについて町・社協をはじめ関係する専門職の知識を深めると共に、引き続き地域住民への制度の周知に努めます。 また、成年後見等の相談から申し立ての支援まで対応できる体制の整備にも努めます。
② 日常生活自立支援事業等の推進	行政は情報提供や普及・啓発に努め、相談があったときは社協へつなげます。社協は新規利用者や状態が変化した利用者がいた場合、本事業が適切かどうか検討する場を設けます。併せて本事業を適切に管理する仕組みづくりに努めます。
③ 虐待防止活動の推進	緊急時の一時的な保護施設の検討をします。関係機関の情報共有と連携を図ります。虐待防止に関する普及・啓発に努めます。
④ 生活困窮に起因する多様な問題への支援	生活困窮（低所得、社会的孤立、複合多問題）状態にある相談者のアセスメントに努め、課題解決に向けて利用者と共に取り組む伴走型・寄り添い型の支援を行います。

基本目標２ みんなの暮らしを支える あんしんの サービスづくり

推進目標（１） サービスの総合確保と質の向上

福祉サービスや制度に関する情報は、サービス利用者に配慮した、わかりやすい情報提供が必要であり、地域福祉を支える人たちを通じての地域密着型の提供方法も推進しなければなりません。また、少子化が進み核家族化が進行する中、地域が担ってきた共助機能の低下に伴い、地域住民が求める福祉サービスの量は増大し、その内容も高度化、多様化、複雑化しています。このような複雑多様化するニーズに対応し、より満足度の高い福祉サービスを提供するため、地域福祉ネットワーク会議の充実を図り、山積する地域福祉の課題にネットワークで対応する環境醸成、地域の福祉課題の把握、既存サービスの見直し強化と新規サービスの開発を福祉、保健、介護、医療、その他の福祉事業を支える関係機関が連携し、情報を共有しながら、協働で支援していく必要があります。

推 進 項 目	内 容
① 情報提供・体制の整備	福祉関連情報を的確に収集し、町及び社会福祉協議会の広報誌、ホームページの活用、出前方式などにより、すべての人にわかりやすい情報提供に努めます。地域住民への情報提供のため、地域福祉を支える民生委員・児童委員、自治会、各種団体への福祉関連情報の提供の充実を図ります。また必要に応じて防災行政無線での情報提供に努めます。
② 現状のサービスの検証	現状のサービスを適宜見直し、強化を図るために、地域福祉ネットワーク会議において検証する体制を整備します。
③ サービスの総合確保	在宅福祉サービスを受けることができない、制度の狭間の課題や多くの課題を複合的に抱えている人の地域自立生活を支援するため、サービスの総合確保を図ります。
④ サービス提供事業所間のネットワーク化の支援	地域福祉ネットワーク会議を通じて、サービスの質の向上を図るために、事業者間の情報交換や課題の共有に努めます。

推進目標(2) 生活支援サービスの創出

地域福祉の課題を抱えた人々を支援していくためには、生活支援サービスの創出は不可欠です。なぜなら、現在の公的福祉サービスだけでは支援が困難な場合や、その受給要件を満たしていない場合があり、一時的にでも生活支援サービスが必要となる事態が多々あるからです。

したがって、地域福祉を推進するにあたり公的福祉サービスの隙間を埋めるべく、新しいサービスと住民が主体となり運営を行うサービスの創出を行うことが重要となります。

地域包括ケアにおいて、生活支援サービスは重要な役割を果たすため、福祉教育を通し、地域の精神的環境醸成を図ることで住民主体のサービス創出とより組織化されたボランティア、NPO等の活動への発展につながるよう支援していきます。

また、社会資源をマッチングさせるコーディネート機能を構築し、新たな生活支援サービスや社会資源の創出に努めます。

推 進 項 目	内 容
① 生活ニーズの把握	個別支援の過程や地域住民、ボランティア、各種団体等との関わりの過程を通し、住民の抱える生活ニーズの把握に努めます。生活ニーズは地域自立生活支援や新規サービス創出の基礎をなすものであり、具体的なレベルで把握することに留意します。
② 新規サービスの創出	保健・医療・福祉、その他関係機関と連携し、ニーズの抽出と新しいサービスの開発に努めます。
③ 住民主体の生活支援サービスの創出	地域における福祉講座や学習会等を積極的に行い、差別や偏見のない地域づくりを目指した精神的環境醸成を促進し、住民同士が互いに支え合う新しい生活支援サービスの創出に努めます。
④ ボランティア、NPO等の活動の支援	継続してボランティア、NPO等の活動の組織化の支援に努めます。また、個人ボランティアの登録について具体的に進め、住民の抱えるニーズとボランティア、NPO等の活動をマッチングするコーディネートの仕組みを構築します。
⑤ インフォーマルサービスのつながりの推進	住民主体のサービスの中で発生する、活動の課題等について関係機関や団体と情報交換の機会をコーディネートし、住民主体のサービスの発展に努めます。

基本目標3 みんなでつながる あんしんの 担い手づくり

推進目標(1) 福祉教育の推進

福祉教育とは、地域の日常的な生活課題を身近な問題とし、差別や排除のない地域社会実現のために一人ひとりが社会福祉の活動に主体的に取り組むことを目的とした学びのことを言います。

地域福祉を推進していくためには、子どもから高齢者まで、社会全体・地域全体で「福祉の価値」について考え、みんなで支え合う気持ちを育むことが大切です。

また、生活困窮の問題を考えると、経済的困窮の視点だけでなく、社会的孤立や排除の問題としても捉え、本人が社会参加できるような地域づくりが併せて必要であり、その際には地域住民が、多様な生き方を受け入れられるような意識を醸成していくことが不可欠です。

様々な生活課題に地域住民で取り組み、解決していくためには、ボランティア・NPO等の活動や地域住民の主体的な活動など、「自分たちの地域の福祉は自分たちの手で作り出す」という力が重要となってくることから、町・社会福祉協議会では、学校・地域・福祉専門職等への福祉教育を推進していきます。

また、様々なメディアを活用し、福祉に関する情報発信を行い、「福祉で町づくり」を推進していきます。

推 進 項 目	内 容
① 学校における福祉教育の推進	次世代を担う子どもたちが福祉の心を育むために、町内の小中学校と連携し、地域で協力してくれる方たちと連携したプログラムを企画・実施します。
② 地域における福祉教育の推進	住民同士が主体的に地域の課題に取り組み、問題の早期発見につなげるよう、自治会等と共催で勉強会を実施し、活動報告にまとめます。
③ 福祉専門職に対する福祉教育の推進	福祉専門職の研修内容の調査を行い、地域福祉の視点を共有するような研修会を開催します。また、資格取得奨励に努めます。
④ 広報活動による福祉教育の推進	福祉教育につながるような情報発信の充実に努めます。

推進目標(2) 住民同士の支え合い活動の推進

誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立しながら住み続けるためには、地域における日常的な支え合いが必要とされています。地域の生活課題に対応するためには、専門職の支援と共に、地域住民による自発的な福祉活動が重要な役割を果たすと期待されています。

これまでも自治会等の地域組織をはじめ、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、各種ボランティア、老人クラブなどを中心に地域での支えあい活動に取り組んで参りましたが、地域におけるつながりが希薄化する中で、近所での支え合い活動の必要性が再度見直されています。

今後、地域住民相互による支え合い活動の充実のために、出前講座や担い手育成講座等で活動の輪を広げると共に、地域住民が主体となったひとり暮らし高齢者の見守りや子育て家庭への支援等、日常的な地域での支え合い活動を推進していきます。

推 進 項 目	内 容
① 地域の中核となる人材(世話役さん・リーダーや協力員)の育成	住民みんなが支え手となれるよう、出前講座や担い手育成講座を継続的に行い理解を深めます。
② 見守りネットワーク活動の推進	見守り・支援を必要とする世帯の見守り活動などを、地域住民や民生委員・児童委員、ボランティア、関係機関などの連携のもとで推進します。
③ 小地域の支え合い活動の担い手育成	生活課題の早期発見、住民同士の支え合いの仕組みとして、サロン活動等を推進していきます。

基本目標４ みんなで助け合う あんしんの 地域づくり

推進目標（１） 防犯・防災の地域づくり

明るく住みよい地域をつくるためには、住民が関係機関と連携し、防犯・防災活動に協力することが大事です。

町・社会福祉協議会は避難訓練（防災訓練）を通じ、災害時の援助活動などでの連携を確保すると共に、自主防災組織の役割と必要性を啓発し、地域の実情に合わせた組織の育成と活動を支援する必要があります。

また、災害時の避難に支援が必要な人たちへの要援護者名簿への登録を呼びかけ、円滑に避難できるよう体制を整備しなければなりません。

災害発生時には、被災者の救出や避難所設営など、自治会や近隣住民だけでは十分な活動を行うことが困難です。このため、ボランティアによる救護・支援が迅速かつ効果的に行われる体制づくりが必要です。

推 進 項 目	内 容
① 住民相互の防犯意識の向上	関係機関との連携のもと、近隣住民同士が日常生活において声掛けや見守り活動を行う体制づくりを支援し、防犯意識の向上を目指します。
② 避難訓練（防災訓練）の実施	町内においても避難訓練を実施し、避難経路、避難場所の確認等、積極的な取り組みを行っている地域もあります。そうした先駆的な取り組みを参考とし、他地域においても地域の実情に合った避難訓練の実施を推進し、災害時における地域の支援体制づくりに努めます。避難訓練に当たっては、要援護者の参加について配慮し、訓練を切り口として住民と要援護者の接点を意識的に創り出し、地域において要援護者への理解が深まるようにします。
③ 災害時要援護者の把握と避難支援	平成２２年１０月に三種町災害時要援護者避難支援プランを策定し、翌年に名簿登録申請（個別計画）を取りまとめ、要援護者名簿を作成しています。 引き続き、名簿登録についての周知を図り、避難支援や安否確認等がスムーズに行えるよう関係機関の連携を図ります。
④ 災害時におけるボランティアセンターの設置	社会福祉協議会では平成２６年度に災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを策定しており、今後はこのマニュアルを行政、関係機関で共有し、シミュレーション訓練、勉強会の開催を図り、災害時に効果的な支援活動が行われるよう努めます。

推進目標(2) 共生の地域づくり

地域の中には、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方、子育て中の方、経済的に困窮している方など、何らかの支援を必要とする人々が生活しています。そのような課題を抱えた人々が地域で生活する上で頼りになるのは、家族や友人、近隣の人々です。

しかし、核家族化や人間関係の希薄化から、助けを求められずにいることも少なくありません。そのため、地域の人々がみんなで支え合う仕組みづくりが重要となっています。

誰もが住み慣れた地域で自立して暮らし続けるためには、建物、制度、心のバリアフリー化が必要です。建物のバリアフリー（段差解消や手すりの設置など）のみならず、制度のバリアフリー（介護保険や障がい者福祉制度による助成や、貸付などの周知・利用促進）に努めます。

また、心のバリアフリーとして、関係機関・団体との連携により差別や偏見のない地域を目指します。地域の人々に対しては、福祉講座やサロン活動を通して地域の課題に対する理解を深め、次世代を担う子どもたちに対しては、小中学校の福祉教育を通して福祉の心を育むことに努めます。そうした取り組みを通じ、地域へ支え合いの大切さを伝えていきます。

推 進 項 目	内 容
① 心のバリアフリーの推進	小中学校への福祉教育では福祉についての講話、認知症サポーター養成講座、障がい者疑似体験等を行っています。また、地域では福祉講座やサロン活動などによる学びの場を展開しており、引き続き心のバリアフリーの推進に努めます。
② 建物のバリアフリー化の推進	公共施設のバリアフリー化、各種助成制度の周知と利用促進に努めます。
③ 地域の支え合い活動の組織化	地域の課題を地域で受け止め、解決に結び付けるための仕組みとして小地域ささえあい委員会の設置を目指します。